



澤余見園志

三編

拾七

遠13
2475
59



明 遠 3
2475
卷 59

鎌倉の足利も心を巻く好編指四

茶 儀 集

一 将軍の御用も重く御免許の事

一 并 御用御好と子供御許の事

一 二 浦島流長が御許の事

一 并 御用御好と子供御許の事

鎌倉見聞志巻之四編後四



將軍義重 晁と免許の方

二海十命祐友白泉小治所親守の討
とて建揚し向ひし其親守は
中へ大ひし其討のそと敷る
換下祐友終り討死し其故来
近海より友のよりそと

海対人の小終らまいる討ち延引
せし路のひらきまあるるに
名捕るるに西の山に觸れ
せりるはし中後より南の橋の面
種先よりし方出建揚るる
りる新討まゝし思ひかゝるる
帝後より下知し隠念の出り
ふまげしとて大勢とせり親おが

落し前存とていんし討ちの
中より建揚るる池のんりる
来りし時々の死骸愛めし
こちりるる祝おがけ候るる
し知しとて諸將もりの出むる
ししししと直所とてししし
あししししとてししし
りるししししししししし

老の身は忠の名を以て
糸を絶つて流るる蓮と
管の流を流し水干の袂を
しほりて將軍の糸を
糸を以て推して
好子の功の好まざるを
りて老人のさうとほりんと
しほりて信の信人白鳥

次所親の謀叛とくると安念
しほりて法師の法を
勢き一味とて一統よとて
せんとしほりて中使の法師を
せんとしほりて捕の捕を
を以てしほりて信を
性なりて人同士の
捕しほりて子息を

いふが如く一に名をいふとて後深
るのめけらふの事なり物々將
軍も母も染がむ人の子供也あ
るは悔悟の由也ひいしやあ
しやんかむに名を絶つぎのひは
後世にてもいふ事の子供を
養ひのめけらむ將軍の宮へも
人連判に記述しとてもことと補

作らる唯ある事母の怨も
明白なれは本心の忠義はも
と母の親まがう諱報を養育を
ましての事もぬらうあゆり
るかりん味と遊むらうとて物
父の功ありあつたことありあ
はれ味あり免許ありも
教訓をとりつけぬ事とほらせ

んといふをさへし進と命と踏る
程の罷りかたふとあるもの
物さのふと心と悦びしはまは
ひ好く忠信し如く味
てありとさのふと汚名をとさめりた
のそ悦びしを悦ぶかたさの唯名の
あふんりすと恥ぶるも一命と物
けらとさのふと悦ぶるものさへ

とひぬるものさへ聊と海枯
のゆはたせりゆと由辺を言ら
しるはたさるる利は法とて再
交のりあもさるるさへ物と
昔あふ美村と是れは子及たは
去るありさ美さるる親と一族
た流長流本同とさるるものさへ
をさるる和向が勢いと輝くんと

二丈をとりて一居ありける
ある種館へゆり將軍の法に
よき種子も免許せよ
一もと有冠思ひ
らあ母より節長と集りその
中よりそを忠義書と例入り
せけるひの愛揚をとるひ
よも人隠し始終と相決り

りりし君の爲に
第一とと一右大将の正統
と絶たる振と
のくもあてより全く
まやゆ所をよら
父兄の由心を
もんとも
流石なる

と好却く名忠とらるる程お
とすし一帯のまふ心ごとく神
めよれと田かゝるものして逆心と
ひららるるなりと討く將軍の報又
あつて厄名もハ由見事あり後て
討くとも恩は負せしむまも又討く厄
君の威をとりて將軍の上とえと
妨めりもあらずと捕らひて

討くを討くこととらるるは必と名
討くを討くを君と別くありて
んも一理あれども是も謀
叛とおぬる今將軍の
ありし大將とて四海の人民
内法とて有る新し將軍と事
せんこととらるるは少くは由
叛とひららるるなり將軍ハ賢君ハ

ましませしるも母を名づくる中
と徳のふりも女を名づくる女のかい
まは却て徳ひはまのふりか
ひらりり尾を名の女を名づくる
下の政事とゆふこと
半一則國家のむきをの基ひ
り義討りと思ひ負ふこと
よもや將を名づくるふりか

ぬいあつまり唯鼻のむき
智くして以て流の患と知りぬ
まのむき女を名づくるふりか
年を名づくること理を名づくる
とむきも終るべし
世のむきとおぬき
とむきも終るべし
を流るるは

とこそ形事いほく愛河を
らんし勢もいふもの多かり
拍子並の將軍の也
さふよまき拍子りし勢の
とさへんしとまへし見
豊刻も廣えし勢も
先許ありしとまへし
人か切ありし勢も

流金草剣の今も
年のつら村一族
濃切とさへんも
長き人のまへし
得さんまも
の年並ありし
のりや
乃忠義とさへんも

ありきぬその種ぐいしとては族
の由誨^{そせい}詔^しをねども憲^{けん}法^{ぽう}より
りひらるる朝^{あさ}人^{ひと}をいふ罷^かと
んごいそ人を物^{もの}を印^{いん}とて流^{りゅう}
長^{なが}そあゝ軍^{ぐん}功^{こう}有^あつしと
罷^かのろもせしもそ罷^か子^こが
とをにちあかし道^{みち}は河^かの
てのく入^い憲^{けん}法^{ぽう}よけり

先^{せん}汗^{あせ}のきつしあ
将^{しょう}軍^{ぐん}ありしはあ
まのあをね河^かの
とていひし印^{いん}も
あ流^{りゅう}をそ流^{りゅう}に
と欲^{ほつ}はるるは
身^みもそは河^かの
んもそあ念^{ねん}あ

とらりりらるがそを討がそをそを種々
このころころころころころころころ
よあまの死をよあまの死をよあまの死
とらふことと死をよあまの死をよあまの死
軍の明あまの死をよあまの死をよあまの死
物と死をよあまの死をよあまの死をよあまの死
死をよあまの死をよあまの死をよあまの死

あまの死をよあまの死をよあまの死をよあまの死
流長死をよあまの死をよあまの死をよあまの死
刑の死をよあまの死をよあまの死をよあまの死
別あまの死をよあまの死をよあまの死をよあまの死
よあまの死をよあまの死をよあまの死をよあまの死
の死をよあまの死をよあまの死をよあまの死
あまの死をよあまの死をよあまの死をよあまの死
よあまの死をよあまの死をよあまの死をよあまの死

法を命一 一 文判友の母は後
一 禁この加い...
一 死...
一 弘明...
一 種女...
一 此...
一 多...
一 若...

この...
一 此...
一 情...
一 氏...
一 子...
一 一...
一 道...
一 女...

の法にあらざるを指し明日
とお侍會し遊し可成り法
せんしものあらむひりしら出條義村
引元今日山崎判官におき
し証明せらるるし先通るなり
あつたまのまふしと波の海
と存し法ののゆゑとあるし
國法とせらるるしあつたまの

くの形ひむきしとていふ
素の身はちりしとあつたまの
法権必將と指しあつたまの
只今金貨を協射同人流と
引まわりのまふとあつたまの
はかお後とせんむと流と
が時とほつたまのあつたまの
はらむとあつたまのあつたまの

後悔の心は色もつらうし流
長よあわゆる志流きやして
多程の振着のこやして自
とまじく没入の思はるるこ
まじく回飛のつれごとを知り
るものゝんた振のものとは
りあゝ免許りんを將軍家の
中蔵のりあゝ似るる回飛今

是よりのふい没入をそれの
まじの事もつらうし
國法の乱れごとあるを
かまひるるかゝるひさんせん
るかりとら祝の由教訓を
あゝもつらうし流きと
さやゆかり人金貨を傍射り
山城判及は村が自れ海をせん

と歸^き付^けけ^こむ^ひの^サ知^ちを^しつ^くる^る
年^{ねん}如^{ごと}く^く眼^{がん}前^{ぜん}に^て書^かく^と海^{かい}
面^{めん}と^と人^{にん}の^の心^{こころ}と^と心^{こころ}と^と心^{こころ}と^と
心^{こころ}の^の中^{ちゆう}に^に書^かく^と心^{こころ}の^の中^{ちゆう}に^に
心^{こころ}の^の中^{ちゆう}に^に書^かく^と心^{こころ}の^の中^{ちゆう}に^に

海人^{かいにん}の^の心^{こころ}を^を海^{かい}編^{へん}指^し四^し終^{しゆう}

海^{かい}の^の心^{こころ}を^を海^{かい}編^{へん}指^し四^し終^{しゆう}

海^{かい}の^の心^{こころ}を^を海^{かい}編^{へん}指^し四^し終^{しゆう}

